

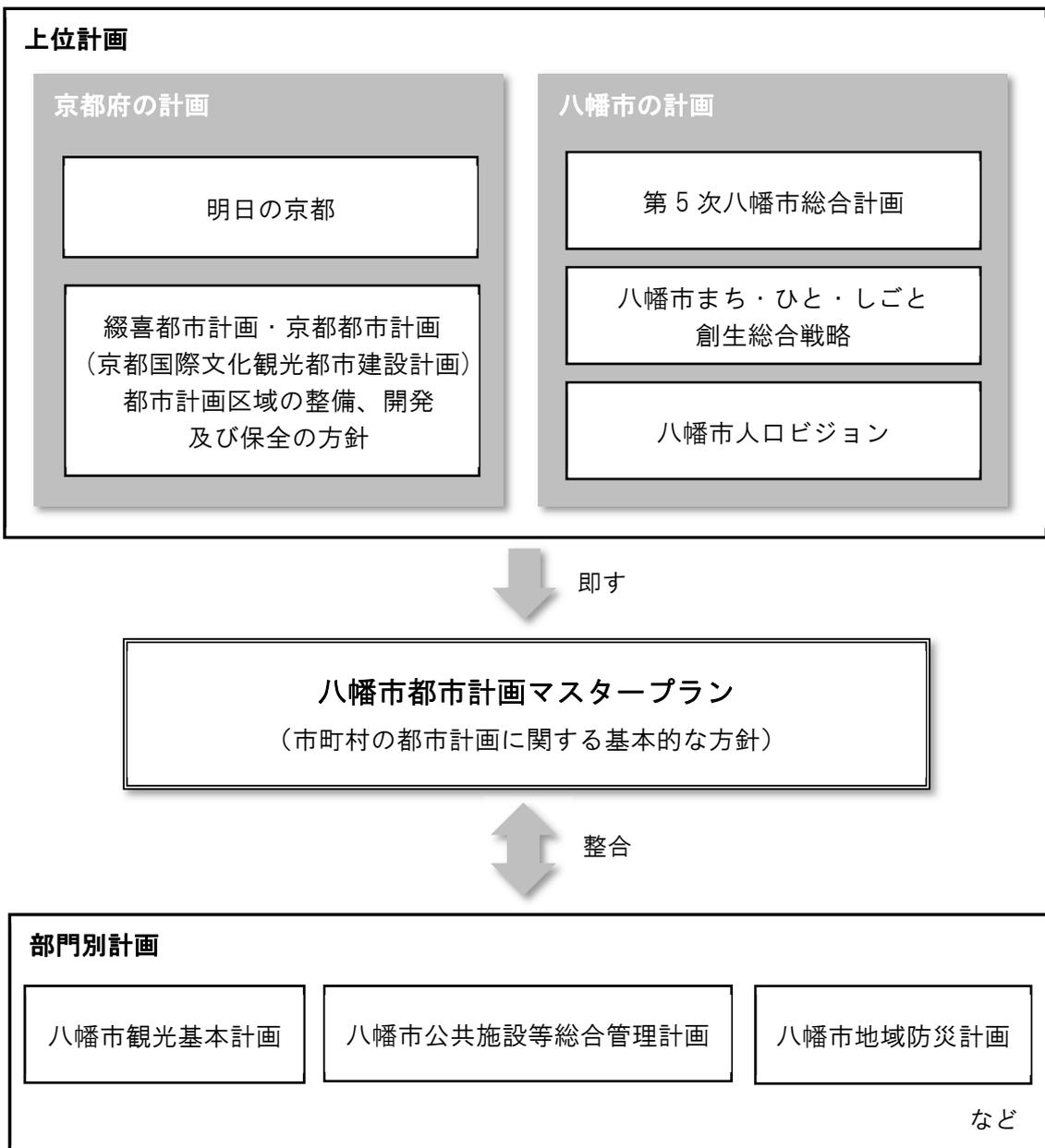
## 序章 計画策定にあたって

## 1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、市町村がその創意工夫のもとに、都市の将来のあるべき姿やまちづくりの方向性を示すものです。

計画の策定にあたっては、都道府県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や市町村が策定する「市町村総合計画（基本構想）」などといった上位計画に即すとともに、市町村が独自に定める部門別計画との整合についても考慮する必要があります。

### ■ 都市計画マスタープランと関連計画などの位置付け



## 2. 八幡市都市計画マスタープラン改定の必要性

本市では、平成10年3月に「八幡市都市計画マスタープラン」を策定しましたが、その後の社会経済情勢の変化や上位計画の改定などを踏まえ、平成20年3月に第1回目の改定を行っています。

第1回目の改定では、人口減少社会の到来や少子高齢化の急速な進展などを踏まえ、それまでの人口増加を背景とした量的拡大を指向したまちづくりから、既存の市街地を中心とした集約型の効率的な都市構造、いわゆる「コンパクトシティ」への質的変換をめざした計画として見直しを行いました。

そして、第1回目の改定から約10年が経過し、計画の中間目標年次を迎えたところですが、人口減少や少子高齢化はさらなる進展をみせており、こうした社会の波は本市においても例外なく押し寄せています。

そのような状況を受け、平成26年に都市再生特別措置法（一部改正）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（一部改正）がそれぞれ施行され、生活拠点などに福祉・医療などの施設や住宅を誘導し集約する制度や、まちづくりと連携して面的な公共交通ネットワークを再構築するための新たな仕組が設けられました。これにより、従来の「コンパクトシティ」の概念を基本とし、周辺地域と公共交通ネットワークでつながり、必要な都市機能を相互に補完、連携する「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方が新たに提唱されました。

さらに、平成23年に発生した東日本大震災、平成28年に発生した熊本地震など巨大地震の発生や集中豪雨などの頻発化などにより、自然災害の脅威とその対策の必要性が再認識されるとともに、行財政が逼迫する状況の中で、効果的・効率的な公共施設の整備と管理などによる持続的な都市経営に関する必要性も高まっています。

また、本市においては、新名神高速道路の城陽JCT・IC～八幡京田辺JCT・IC間が平成29年に開通し、第二京阪道路と京奈和自動車道とがこの区間を介して直結され、八幡京田辺JCT・IC周辺では新市街地の整備が進められるなど、都市基盤の状況について大きな変化がみられています。

以上のような社会経済情勢の変化や本市の都市基盤の状況、上位計画である「第5次八幡市総合計画」を平成30年に策定したことを踏まえ、第2回目の「八幡市都市計画マスタープラン」の改定を行います。

### 3. 八幡市都市計画マスタープランの役割など

#### 3-1. 八幡市都市計画マスタープランの役割

本計画には、主に以下の3つの役割があります。

##### **将来のまちづくりに対するビジョンの明確化**

本計画は、上位計画である総合計画などに位置付けられた本市の将来都市像を都市計画の観点から掘り下げ、長期的・継続的な視点に立ったまちづくりに対する将来ビジョンとして明確化します。

##### **都市計画やまちづくりに関わる施策の展開・事業の推進**

本計画は、都市計画法に基づく事業の決定・変更、諸制度の運用及び個別具体のまちづくり事業などを推進するための指針となります。

##### **市民・事業者・行政による協働のまちづくりの推進**

本計画は、市民や事業者、行政が本市の将来都市像を共有し、それぞれの主体が役割分担をしながら、連携・協力する協働によるまちづくりを推進するための指針となります。

#### 3-2. 八幡市都市計画マスタープランの対象区域

本計画の対象区域は、本市の都市計画区域（行政区域全域）とします。

#### 3-3. 八幡市都市計画マスタープランの目標時期

本計画は、長期的・継続的な視点に立ったまちづくりに対する将来ビジョンとしての役割をもつことから、概ね20年後の将来を見据えて策定します。

また、本市の上位計画である「第5次八幡市総合計画（基本構想）」が2027年度を目標年次としていることから、本計画としても2027年度を中間目標年次に設定するとともに、2038年度を最終目標年次に設定します。

なお、社会経済情勢の変化や上位計画の見直しなどがあった場合には、必要に応じた見直しを検討します。

## 4. 八幡市都市計画マスタープランの構成

本計画は、以下の内容により構成されます。

### 序章 計画策定にあたって

- ・本計画の位置付けや改定の背景、対象区域、目標時期などを示します。

### 第1章 本市の現況と課題

- ・社会潮流やまちづくりの動向、市民意向調査の結果などから本市の現況を整理し、課題を明らかにします。

### 第2章 まちづくりの方針

- ・本市の課題を踏まえ、まちづくりの基本的な方向や将来の都市構造などのまちづくりの方針を示します。

### 第3章 全体構想

- ・まちづくりの方針に基づき、土地利用の方針や市街地の整備方針など、本市全体におけるまちづくりの構想を示します。

### 第4章 地域別構想

- ・各地域の現況や課題、全体構想で示した内容を踏まえ、地域ごとのまちづくりの構想を示します。

### 第5章 事業推進方策

- ・これまでに示した方針や構想の実現に向け、まちづくりを推進していくための方策を示します。

